

凸版印刷、「ハラスメント防止に関する協定」を労働組合と締結

労使一体となって、心理的安全性の高い職場環境を整備、
多様な人財が活躍できる「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進

凸版印刷株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:曇 秀晴、以下 凸版印刷)は、凸版印刷労働組合と「ハラスメント防止に関する労使協定書」(以下、本協定)を2020年4月2日(木)に締結しました。

本協定では、ハラスメントのない快適な職場環境の実現に、労使一体となって努力することを確認しているほか、各種ハラスメントの定義、ハラスメント防止に向けた方針の明確化、周知・啓発活動の内容、不利益取り扱いの禁止などを明文化しました。また、パワーハラスメントのみならず、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、性的指向・性自認に関するハラスメント等も網羅することで、近年複雑化しているといわれるハラスメントについても対応しています。さらに、ハラスメントの相談窓口を整備するとともに、内部通報制度「トッパングループ・ヘルpline」の利用についても本協定の中で言及しており、防止効果を更に高めています。

本協定書により、今まで以上に安心して発言・行動できる心理的安全性の高い職場環境の整備し、多様な人財が活躍できる「ダイバーシティ&インクルージョン」の取り組みを加速させていきます。

■ 締結の背景

2020年6月1日(月)より改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります。

また凸版印刷では、これまで「人間尊重」「企業は人なり」という信念のもと、ハラスメント相談窓口の設置や、階層別のハラスメント研修の開催、e ラーニング形式でのハラスメント講習など、法改正に先駆けてさまざまなハラスメント防止策を展開してきました。また、多様な人財の能力を活かし互いに高め合うことで、違いを変革の原動力に変える「ダイバーシティ&インクルージョン」を、全社を挙げて推進しています。

凸版印刷は、労働慣行に関する法令順守のみならず、凸版印刷が長年取り組んできた多様な人財が活躍できる環境作りの取り組み強化の一環として、本協定を労使で締結しました。

凸版印刷は今後も、労使一体となって従業員一人ひとりの人権が尊重され、安心して発言・行動できる、心理的安全性の高い職場づくりを、今まで以上に推進します。

* 本ニュースリリースに記載された商品・サービス名は各社の商標または登録商標です。

* 本ニュースリリースに記載された内容は発表日現在のものです。その後予告なしに変更されることがあります。

以 上